

証券検査を巡る最近の動向 ～登録金融機関業務における内部管理態勢～

平成25年10月11日

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課 証券検査指導官 赤松 裕信

目次

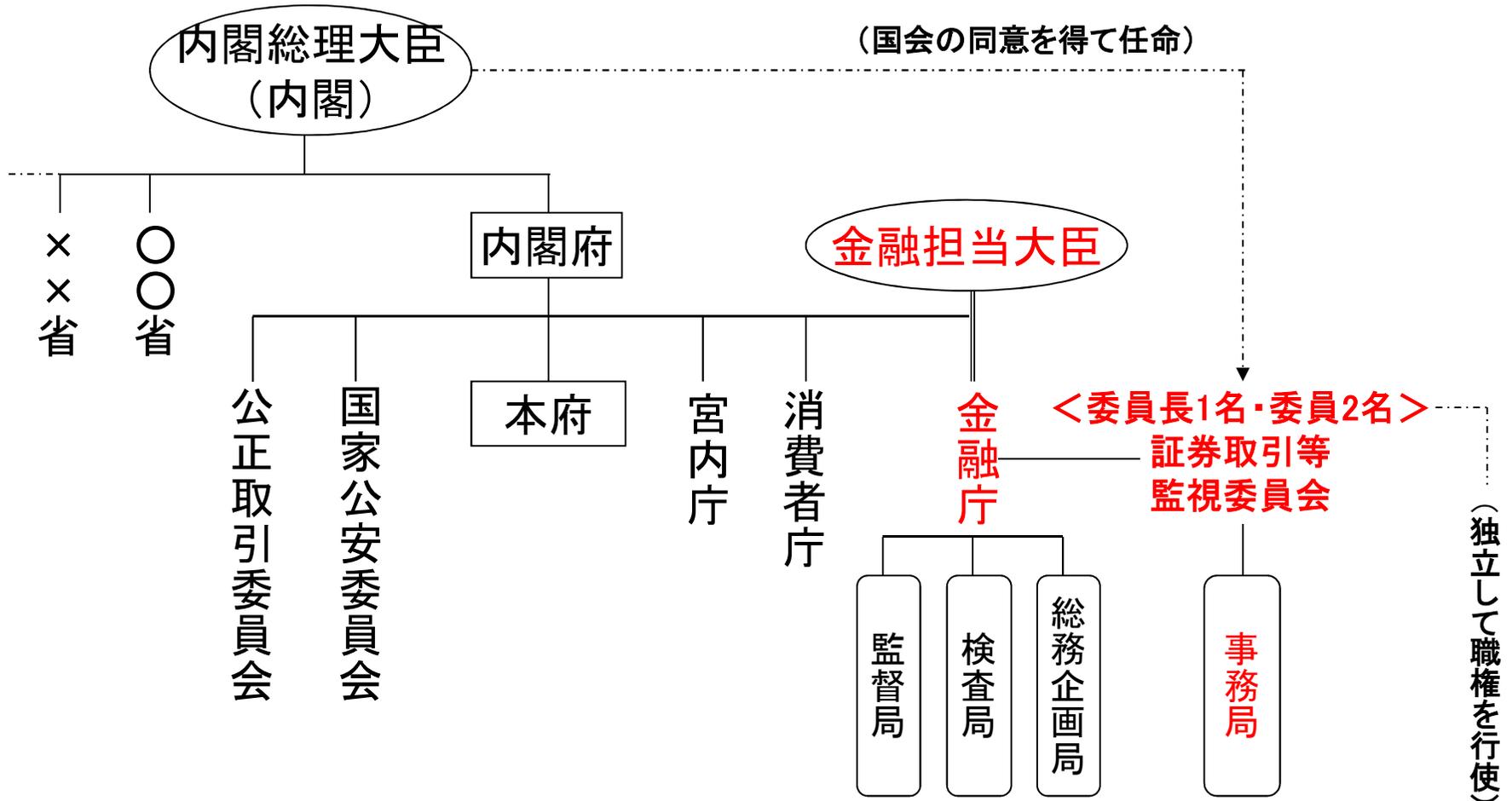
I. 証券監視委の活動状況等P4
1. 証券監視委の組織P5
2. 証券監視委の活動概要P7
3. 証券監視委 活動方針P8
4. 証券検査の勧告等の実績P9
5. 監視委における情報の受付状況P12
6. 証券監視委の基本指針・事例等の公表状況P13

目次

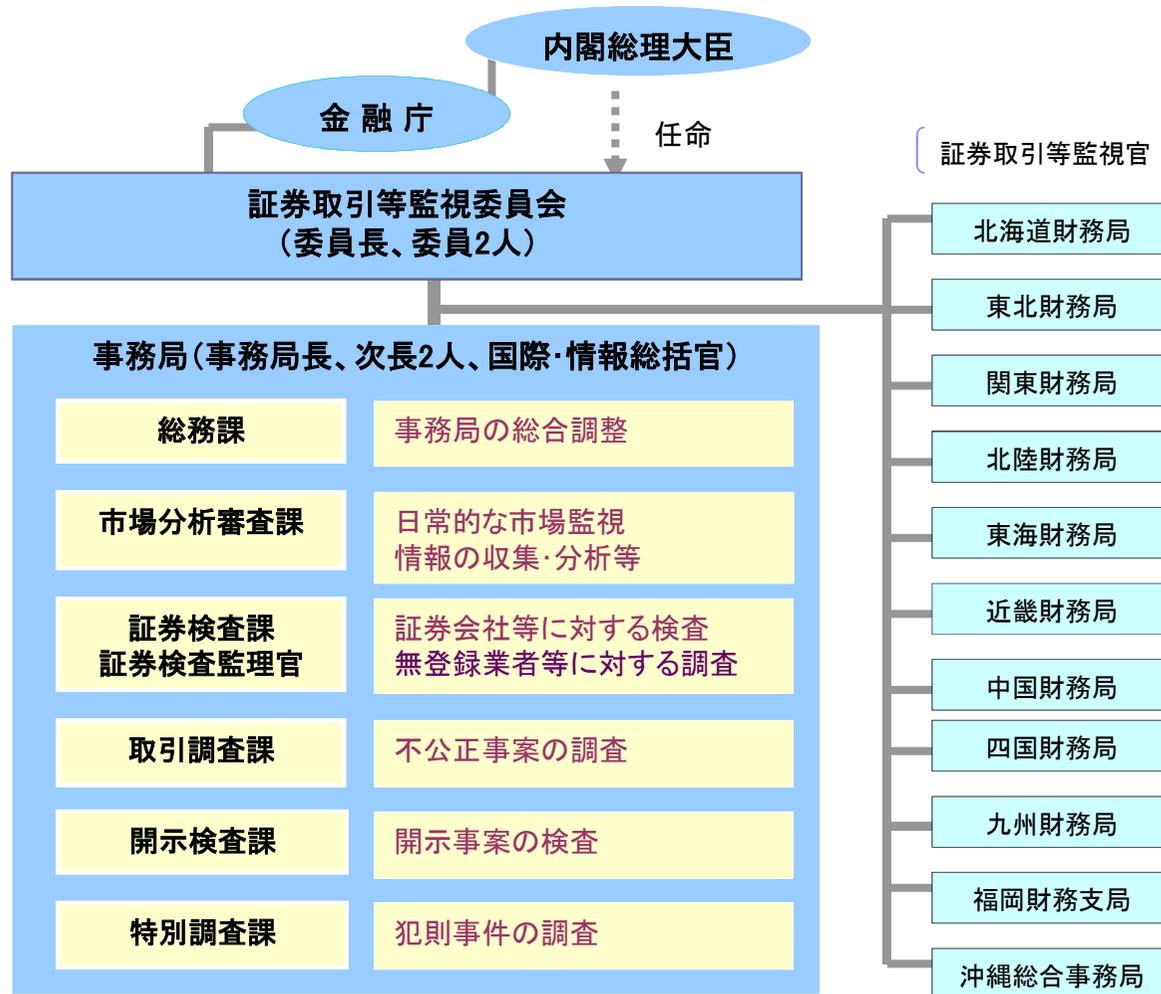
Ⅱ. 証券検査の実施状況等P14
1. 証券検査の枠組み等P15
2. 証券検査に関する基本方針P16
3. 金融商品取引業者等検査マニュアルP18
4. 証券検査実施状況P20
5. 平成25年度証券検査基本方針P21
6. 平成25年度証券検査基本計画P29
7. 平成24年度における検査指摘事項P30
過去の検査指摘事例(登録金融機関)P33

I .証券監視委の活動状況等

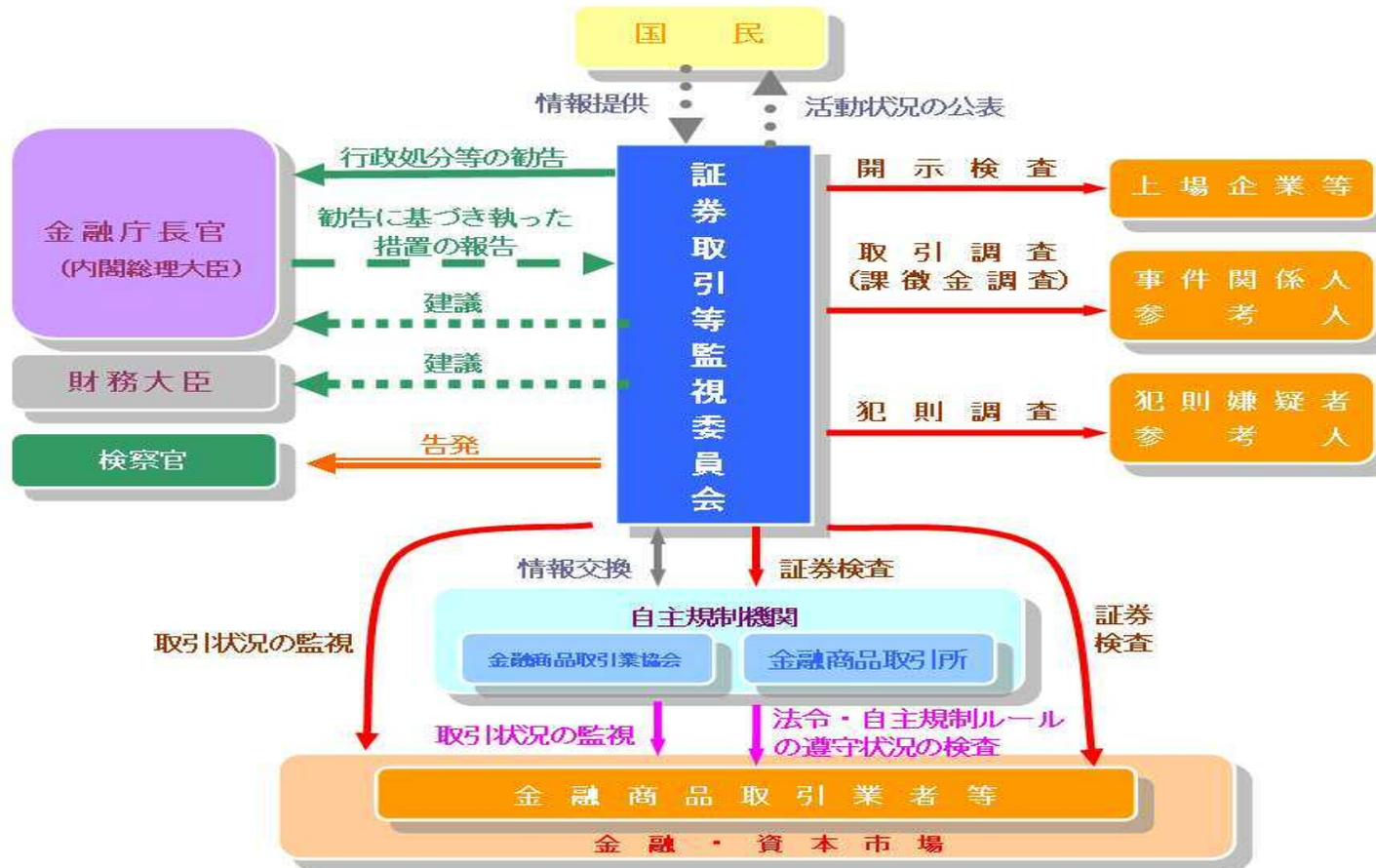
第1:証券監視委の組織(1)



第1: 証券監視委の組織(2)



第2: 証券監視委の活動概要



第3：証券監視委 第7期活動方針（抄）

（平成23年1月公表）

公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命・・・市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視
2. 基本的な考え方・・・「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在」
 - (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現
 - (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ
 - (3) 市場のグローバル化への対応
3. 重点施策
 - (1) 包括的かつ機動的な市場監視
 - (2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
 - (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施
 - (4) 課徴金制度の一層の活用
 - (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
 - (6) 自主規制機関などとの連携

第4：証券監視委の勧告等の実績（1）

（平成25年9月末現在）

●証券会社等に対する行政処分等に関する勧告

年度	22	23	24	25
勧告件数	19	16	20	9
検査結果に基づく勧告	19	16	18	9
うち委員会検査実施分	4	7	7	4
うち財務局等検査実施分	15	9	11	5
取引調査・犯則事件調査に基づく勧告	0	0	2	0

（検査結果に基づく最近の主な勧告事例）

- アマデウスアドバイザーズ(株)に対する勧告（平成25年8月）
- With Asset Management(株)に対する勧告（平成25年8月）
- (株)ケートス・キャピタル・パートナーズに対する勧告（平成25年6月）
- MRI INTERNATIONAL INCに対する勧告（平成25年4月）
- アール・ビー・エス証券会社東京支店に対する勧告（平成25年4月）

第4：証券監視委の勧告等の実績(2)

(平成25年9月末現在)

●課徴金納付命令に関する勧告

年度	22	23	24	25
勧告件数	45	29	41	18

●犯則事件の告発

年度	22	23	24	25
告発件数	8	15	7	2

●建議

年度	22	23	24	25
建議件数	2	1	1	0

(検査結果に基づく最近の建議事例)

○信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保について(平成25年3月)

第4：証券監視委の勧告等の実績(3)

(平成25年9月末現在)

●無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て

年度	22	23	24	25
合計	2	3	1	0
内無登録業者等	1	3	1	0
内無届募集	1	0	0	0

(最近の申立て事例)

OF-SEED(株)及びその使用人1名に対する申立て(平成25年3月申立て、同年4月裁判所の禁止及び停止命令の発令)

●適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表実施状況

年度	22	23	24	25
公表件数	1	0	13	2

第5：監視委における情報の受付状況（平成25年7月末現在）

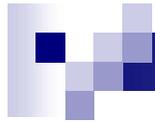
区分	22	23	24	25
個別銘柄に係る情報	3,640	3,227	3,751	1,227
発行体に係る情報	597	440	436	145
金商業者に係る情報	1,142	878	790	397
その他の情報	1,548	1,634	1,385	420
合 計	6,927	6,179	6,362	2,189

第6：証券監視委の基本指針・事例等の公表状況

- 証券検査……後記「証券検査の枠組み等」を参照

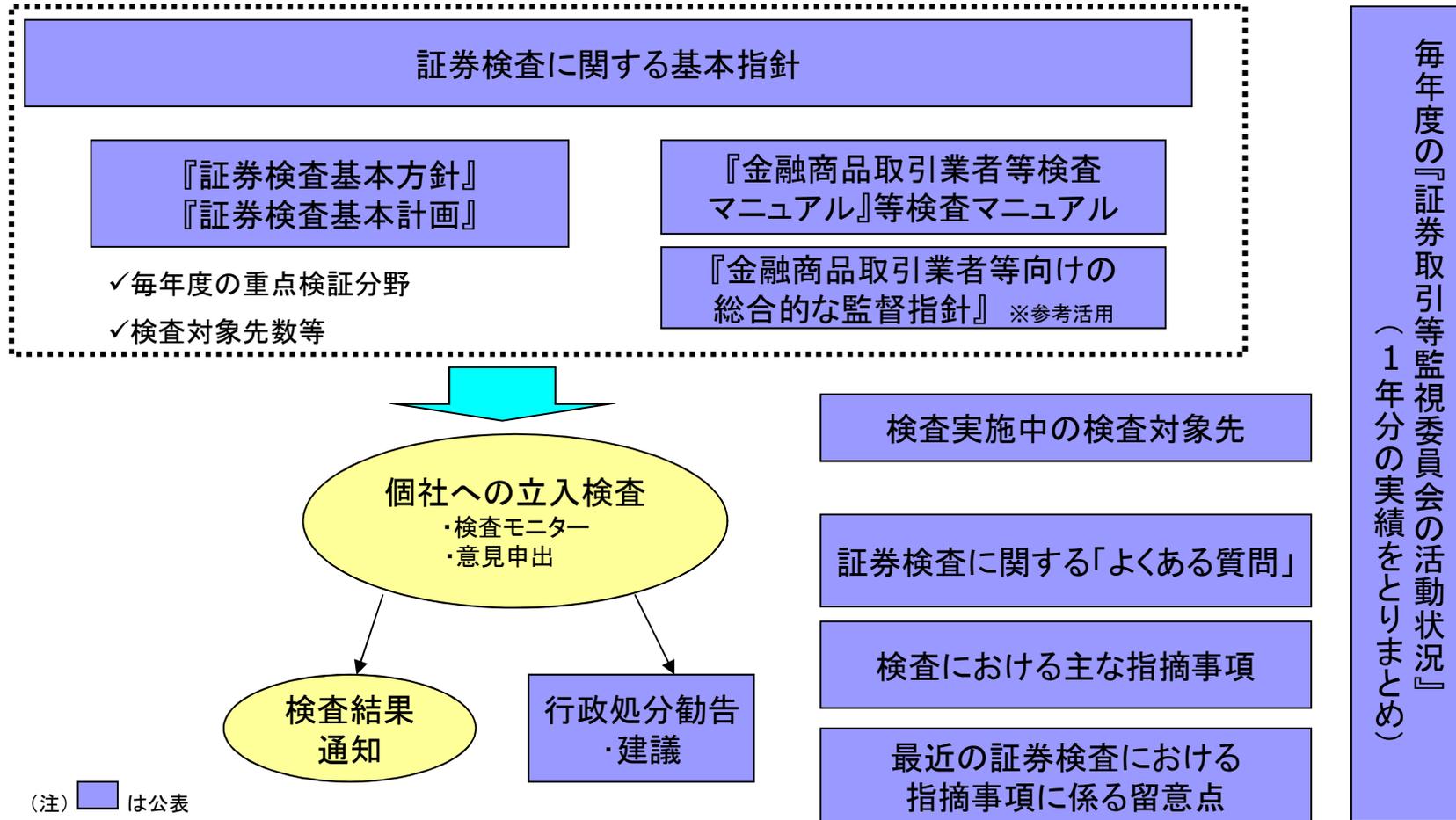
- 取引調査
 - 金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～（平成25年8月公表）
 - 取引調査に関する基本指針（平成25年8月公表）

- 開示検査
 - 金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～（平成25年6月公表）
 - 開示検査に関する基本指針（平成25年8月公表）



Ⅱ.証券検査の実施状況等

第1：証券検査の枠組み等



第2：証券検査に関する基本指針(抄)(1)

I.1.

(1) 証券検査の目的

- ① 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである。
- ② 証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保を目的とするものである。
- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(2) 証券検査の方法

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。

II.8.

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

第2:証券検査に関する基本指針(抄)(2)

(8) 証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。

更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

第3：金融商品取引業者等検査マニュアル(抄)(1)

[金融商品取引業者等のあるべき姿]

(1) 経営管理態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の担い手としての重大な社会的責任を認識し、投資者保護と公正な市場形成の観点から適切な経営を行わなければならない。

具体的には、経営陣が課された個々の役割を十分に果たすとともに、適切な経営方針の確立、監督態勢(指示・報告系統等)や内部管理・リスク管理態勢の整備等を行った上で、これらがその機能を適切に発揮し、業務が的確に遂行されるための経営管理を行うべきである。

(2) 法令等遵守態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の公正性及び投資者からの信頼を確保するとの観点から、法令等を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めるための法令等遵守態勢を整備すべきである。

(3) 内部管理態勢

金融商品取引業者等は、投資者に対して誠実かつ公正にその業務を営むことが自ら果たすべき役割であることを認識し、顧客管理、営業員管理、売買管理・審査など、その全ての業務が適切に行われているかを確認するための内部管理態勢を整備すべきである。

第3：金融商品取引業者等検査マニュアル(抄)(2)

[金融商品取引業者等のあるべき姿]

(4) リスク管理態勢

金融商品取引業者等は、その営む業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これが実現することにより生じ得る損失を適切に管理することが、投資者保護ひいては金融システムの安定に欠かせないことを認識し、自己資本規制比率の適正水準での維持(第一種金融商品取引業者に限る。)や必要なリスク管理態勢を整備すべきである。

(5) 監査態勢

金融商品取引業者等は、法令等の遵守状況や各種施策の機能を適宜、若しくは定期的に評価・改善することが投資者の信頼保持に資するものであることを認識し、客観的かつ厳正な評価を行うための内部監査又は外部監査を行う態勢を整備すべきである。

(6) 危機管理態勢

金融商品取引業者等は、通常想定し得ない危機が発生した場合にも、その機能を極力維持することが、市場ひいては社会における無用の混乱の抑止に繋がることを認識し、可能な限りこれを回避、予防するための危機管理態勢を整備すべきである。

第4: 証券検査実施状況

業務の種別等	年 度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
第一種金融商品取引業者(証券会社等)	117	(20)	91	91	85	57	
登録金融機関(銀行等)	25	(4)	24	28	32	28	
投資運用業者 (投信会社・投資一任業者等)	15	(6)	18	15	9	36	
投資法人(J・リート等)	7	(1)	9	6	2	0	
信用格付業者	—	—	—	0	4	3	
第二種金融商品取引業者 (ファンド販売業者等)	1	(1)	22	6	14	20	
投資助言・代理業者	58	(35)	45	36	40	40	
適格機関投資家等特例業務届出者 (プロ向けのファンド販売業者等)	0	0	1	2	6	21	
金融商品仲介業者	0	0	1	1	9	9	
自主規制機関(日本証券業協会等)	5	(2)	5	1	0	0	
その他	0	0	0	0	1	0	
合 計	228	(69)	216	186	202	214	

検査対象 業者数
285
1,126
315
53
7
1,279
1,051
3,017
743
11



検査対象 業者数 延べ約8千社

問題点が認められた業者等	112	(35)	125	105	87	102
証券検査結果に基づく勧告	18	(4)	21	19	16	18

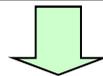
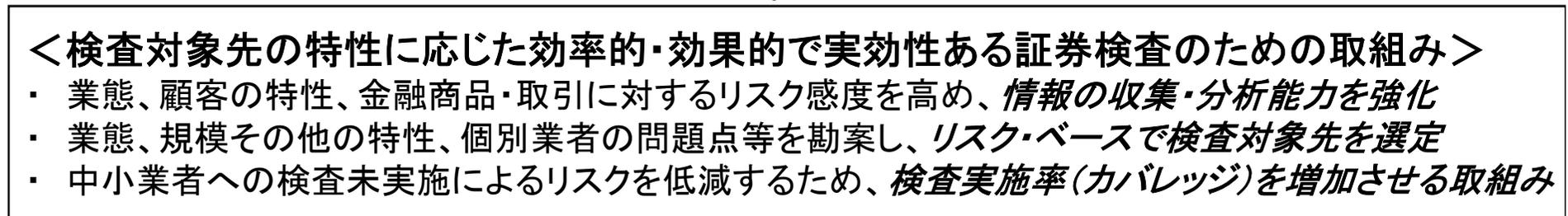
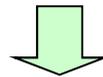
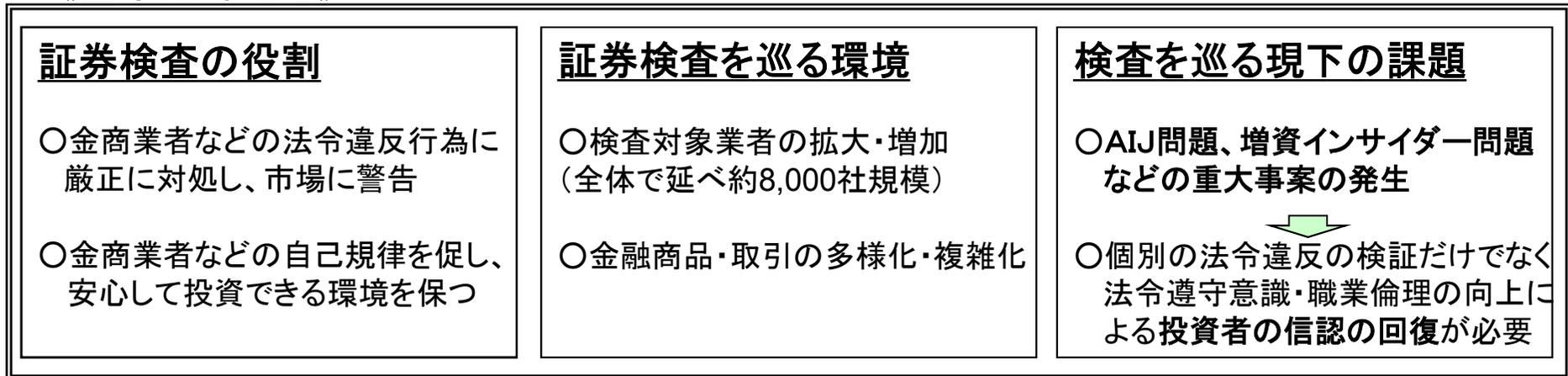
(注) 平成20年度まで「事務年度」7月～翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。

なお、平成20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数である。

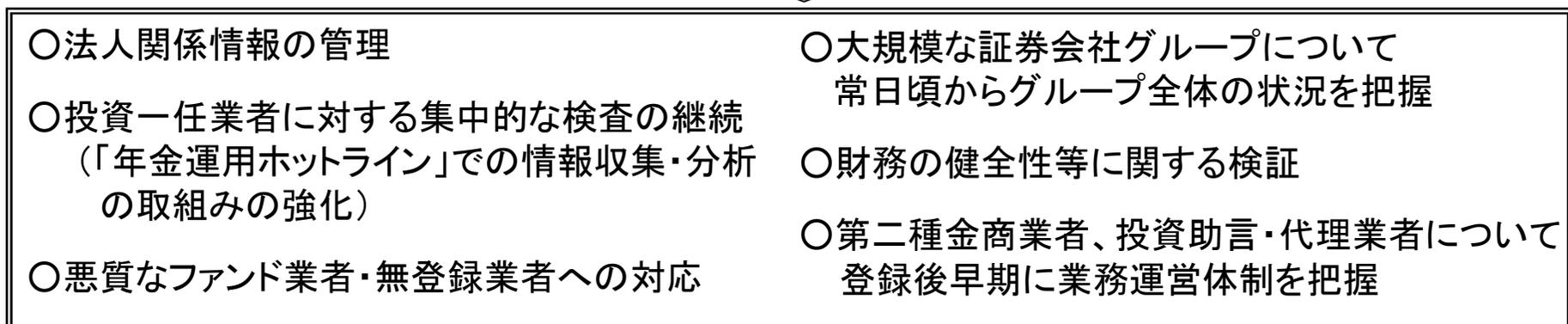
第5：平成25年度証券検査基本方針のポイント



《基本的考え方》



《検査実施方針(主な重点検証事項)》



第5:平成25年度証券検査基本方針(1)

基本的考え方

(1)証券検査の役割

—環境変化等にかかわらず維持すべき監視委員会及び証券検査の基本的な使命・目的—

- 金商業者などの法令違反行為に厳正に対処し、市場に警告
- 金商業者などの自己規律を促し、安心して投資できる環境を保つ

(2)証券検査を巡る環境

—25年度における証券検査において考慮すべき経済環境・市場環境等の趨勢的变化—

- 検査対象業者の多様化・増加(全体で延べ約8,000社規模)
- 金融商品・取引の多様化・複雑化
- ITシステムの信頼性確保の重要性

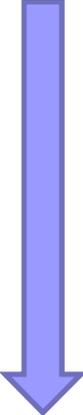
第5:平成25年度証券検査基本方針(2)

(3)証券検査を巡る現下の課題

—最近の証券検査等の結果明らかになった証券検査を巡る課題—

○ 相次ぐ重大な法令違反の発生(金商業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認を傷つける重大な問題)

- ・ AIJ問題
- ・ 日本投資者保護基金による補償が必要となる事案の発生
- ・ 公募増資インサイダー取引の問題
- (・ MRIインターナショナル問題)



個々の金商業者などの個別の法令違反の検証では不十分
金商業者全般の法令遵守意識・職業倫理の向上が必要

○ 投資者の信認の回復が課題

第5：平成25年度証券検査基本方針（3）

（4）検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある 証券検査のための取組み

－（1）使命・目的の達成を目指し、（2）環境変化を踏まえつつ、
（3）証券検査を巡る課題に適切に対応するための取組み－

○ 情報の収集・分析能力の重要性

・証券検査の対象に関する3つの多様化・複雑化への対応

① 業態の特性、② 顧客の特性、③ 金融商品・取引の特性

・検査実施の優先度の適切な判断及びリスクベースによる検査対象先の選定

① 各業者の属する業態、② 規模その他の特性、

③ その時々々の市場環境、④ 個別業者の問題点等

○ 検査実施率（カバレッジ）を増加させる取組みの必要性

第5:平成25年度証券検査基本方針(4)

検査実施方針

(1)検査対象先の特性に応じた重点検証事項

① 業態その他の特性に着目した検証

イ. 金商業者等の市場仲介機能に係る検証

- ・ゲートキーパーとしての機能・役割の重点的検証

ロ. 法人関係情報の管理等に係る検証

- ・公募増資インサイダー取引の問題を踏まえた重点的検証

ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証

- ・金商業者等の売買管理態勢に対する検証

ニ. 投資勧誘の状況に係る検証

- ・投資者保護、誠実かつ公正な営業姿勢の確保、適合性原則の観点等から投資勧誘や顧客対応状況について重点的検証

第5:平成25年度証券検査基本方針(5)

ホ. 投資運用業者等の業務の適切性・法令等遵守に係る検証

- ・AIJ問題を踏まえた投資一任業者への集中的な検査の継続
- ・「年金運用ホットライン」での情報収集・分析の取組みの強化

ヘ. ファンド業者(※)の法令等遵守の検証

(※)自己運用業を行う投資運用業者、第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

- ・出資金の流用・使途不明や虚偽の説明・告知などの多数の法令違反行為が発生している状況を踏まえ検証

ト. 無登録業者に対する対応

- ・監督部局、捜査当局等との連携強化
- ・必要な場合の裁判所への禁止命令等の申立て、業者名等の公表

第5:平成25年度証券検査基本方針(6)

② 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

イ. 内部管理態勢等に係る検証

- ・ 業務運営上の問題が認められた場合、背後の内部管理態勢等の適切性、実効性を検証
- ・ 大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては常日頃からグループ全体の状況を把握、検証

ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

- ・ 障害発生時の対応、情報セキュリティ管理、外部委託管理等を含めリスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性、実効性を検証
- ・ 業務継続計画の実効性を検証

ハ. 財務の健全性等に関する検証

- ・ 監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金と緊密に連携の上、疑いのある業者について重点的検証

第5:平成25年度証券検査基本方針(7)

(2) 効率的・効果的で実効性ある検査の実施

- ① 業態その他の特性を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断
 - ・ 証券検査基本計画への反映
 - ・ 投資一任業者への集中的な検査の継続
 - ・ 登録後早期に、中小の事業者(※)の業務運営体制を把握する取組み
(※)第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等
- ② 実効性のある検査の実施
 - ・ 双方向の対話の充実を図る一方、検査の実効性を阻害する行為に対しては、厳正に対処
- ③ 金融庁・財務局、外国証券規制当局等との連携
 - ・ 情報共有、情報交換等による連携
- ④ 自主規制機関との連携
 - ・ 情報共有・情報交換により、監視機能の総体としての向上

第6:平成25年度証券検査基本計画

第2 証券検査基本計画

1. 基本的考え方

- (1) 検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。
- (2) 検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等証券取引等監視官部門の間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者等及び信用格付業者	150 社（うち財務局等が行うもの 110 社）＜投資一任業者に対する集中的な検査を含む。＞
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関等	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

（注）上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

第7：平成24年度における検査指摘事項（1）

1. 第一種金融商品取引業者（証券会社等）

- (1) 法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法人関係情報を提供した勧誘行為等
- (2) 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況
 - ① 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況
 - ② 当局に対する虚偽報告
 - ③ 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況
 - ④ 支払い不能に陥るおそれのある状況
- (3) 報告徴取命令に対する事実と異なる報告（参考資料30頁参照）
- (4) 業務運営に関し重大な問題が認められる状況（参考資料31頁参照）
- (5) 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等
- (6) 顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、FX取引に係る契約を継続する行為

《続き》

- (7) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、顧客に虚偽の表示をする行為
- (8) 上場優先出資証券の相場を変動させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら当該優先出資証券に係る買付けの受託等をする行為
- (9) 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託を防止するための売買管理が十分でない認められる状況等
- (10) 投資者の保護等に係る内部管理態勢の不備
- (11) 公募増資に関連する空売り規制通知の対応が不十分な状況
- (12) 投資信託の乗換勧誘において概算損益の説明が不適切な状況
- (13) その他(電子情報処理組織の管理が十分でない状況、信用取引にかかる保証金の不適切な取扱い、自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況、自己資本規制比率の算出誤り、機微情報に係る管理態勢の不備、等)

第7：平成24年度における検査指摘事項(2)

2. 登録金融機関(銀行等)

- (1) 証券事故の該当性を検討する態勢が整備されていない状況
- (2) 契約締結時交付書面の交付が遅滞している状況
- (3) 「疑わしい取引の届出」の未提出
- (4) 店頭デリバティブ取引に係る中途解約精算金の試算額を説明していない状況
- (5) 顧客の注文を適切に発注する体制が整備されていない状況
- (6) 登録事項の変更届出が行われていない状況
- (7) 誤った事業報告書が提出されている状況
- (8) 個人情報情報の漏洩、滅失等の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
- (9) 反社会的勢力との取引遮断のための体制が不十分な状況

過去の検査指摘事例(登録金融機関)

- 事例1 損失補てんを申し込む行為
- 事例2 店頭デリバティブ取引に係る説明等の不備①
- 事例3 店頭デリバティブ取引に係る説明等の不備②
- 事例4 投資信託の乗換勧誘の際に重要な事項について説明を行っていない状況
- 事例5 顧客の計算に属する金銭について分別管理を行っていない状況
- 事例6 個人データに係る管理態勢の不備
- 事例7 優越的地位の濫用による投資信託販売の防止措置が適切に講じられていないと認められる状況
- 事例8 事故等の該当性を検証する態勢が整備されていない状況

事例1 損失補てんを申し込む行為

【指摘事項】

当社A支店長は、当社が販売した仕組債に多額の評価損が発生した顧客の親族から、仕組債の勧誘に問題があったと指摘され、販売した責任などとして、仕組債の解約後の資金を定期預金にした場合の金利上乘せを検討して欲しいなどの要求に応じ、金利優遇の提示を行った。

当社のコンプライアンス室等は、A支店長から仕組債の損失の発生に端を発して金利優遇を求められた旨の報告・相談を受けていたにもかかわらず、その事実調査や適法性、妥当性の検討、指導を行わなかった。

【関係条文等】

金商法第39条第1項第2号

事例2 店頭デリバティブ取引に係る説明等の不備①

【指摘事項】

平成23年4月の日本証券業協会や金融先物取引業協会の自主規制規則の改正により、店頭デリバティブ取引等の契約締結時の顧客に対する想定最大損失額等の説明及び確認書の徴求が必要とされたが、当社においては店頭デリバティブ取引について、同スキームの取引経験が1回以上あるなど一定の顧客が6か月以内に同一商品を同スキームにて取り組む場合、顧客に対する説明や確認書の徴求が省略可能とされていたことから、多くの店頭デリバティブ取引について、顧客に対する想定最大損失額等の説明及び確認書の徴求が行われていなかった。

事例3 店頭デリバティブ取引に係る説明等の不備②

【指摘事項】

当社が通貨オプション取引等の店頭デリバティブ取引契約を締結しようとする際に顧客へ交付する契約締結前交付書面の内容について検証したところ、以下のとおり問題が認められた。

イ. 当社では、通貨オプション取引及びクーポンスワップ取引に係る金融指標等の水準等に関する最悪のシナリオを想定した中途解約清算金の試算において、直物為替のストレスシナリオについては、策定日以前の過去10年間の最円高である1ドル＝84.81円としていたが、策定日に1ドル＝91.90円であった為替レートは、その後の急速な円高の進行により、ストレスシナリオを超える為替水準となっていたにもかかわらず、検査基準日現在(1ドル＝76円台)に至るまで見直されておらず、当社の中途解約清算金額が適切に試算されているものとは認められない。

ロ. 当社では、決済額増加型の通貨オプション取引(あらかじめ定められた行使価格より円高となった場合に顧客の受渡日における外貨購入額が増加するもの)に係る金融指標等の水準等に関する最悪のシナリオを想定した最大損失額の試算において、外貨購入額が増加した場合に必要な円資金の支払額等を想定最大損失額とし、資金繰りの面から顧客へ提示していたが、当該提示では不十分であり、通貨オプション取引を行ったことにより最大どの程度の損失を被るかという観点から試算した想定最大損失額を顧客に提示する必要があるものと認められる。

事例4 投資信託の乗換勧誘の際に重要な事項について説明を行っていない状況

【指摘事項】

当社においては、投資信託の乗換勧誘を行うに際し、営業員が売却銘柄に係る概算損益について説明していない事例が多部店にわたり多数認められた。

また、コンプライアンス部門等は、そのような不適切な乗換勧誘が行われている状況を看過しているなど、当社において、投資信託の乗換勧誘について十分な牽制機能が果たされているとは認められなかった。

【関係条文等】

金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第9号

事例5 顧客の計算に属する金銭について分別管理を行っていない状況

【指摘事項】

当社は、投資信託の分配金等について、「預金」ではなく「その他負債」としての管理やオンバランスでの処理を行っているところ、顧客分別金として自己の固有財産と分別して管理せず、信託銀行等に信託していない状況が認められた。

【関係条文等】

金商法第43条の2第2項

事例6 個人データに係る管理態勢の不備

【指摘事項】

当社においては、個人情報の管理に係る担当部署が個人データ管理台帳の定期的な見直しを行っていなかったことなどから、投資信託販売業務に係る顧客カード等、個人情報を記載した帳票のすべてが個人データ管理台帳に登録されていない状況が認められた。

さらに、当社では、個人データ管理台帳に係る取扱規程等を定めていなかったことから、本部各部及び各営業店では、個人データ管理台帳を整備するといった認識がないなど、当社の個人データに係る管理態勢には不備が認められた。

事例7 優越的地位の濫用による投資信託販売の防止措置が適切に講じられていないと認められる状況

【指摘事項】

- ① 当社は、インターネットを利用した投資信託の買付けや解約については、営業員が優越的地位を濫用するおそれがないとして、コンプライアンス部門への事前協議の対象外としていたことから、顧客が社内ルールで禁止されている融資金による投資信託の買付けを行うに際し、事前協議を行った場合には買付けが承認されないと判断した上司の指示により、営業員が顧客に対し、インターネット取引による投資信託の買付けを依頼し、買付けに至っている事例が認められた。
- ② 当社においては、投資信託を販売する場合、対面取引を行う与信先法人及びその代表者、又は与信先個人事業主のみを、優先的地位の濫用の観点からの事前協議を行う必要がある顧客としていることから、営業員は、融資交渉の主たる窓口となっている代表者の親族に対し、同法人に対する融資協議中であることを認識していながら、優越的地位濫用の観点からの検証を行うことなく投資信託を販売している事例が認められた。

事例8 事故等の該当性を検証する態勢が整備されていない状況

【指摘事例】

当社における投資信託販売業務に関し、投資信託の申込書に記載された注文受付時間から判断すると当日中の注文執行が可能であったと考えられるにもかかわらず、翌営業日以降の発注扱いとなっているものが散見された。

しかしながら、当社においては、当該理由を疎明できる記録が全くなく、発注の適正性が検証できない状況となっているととも、当社の過失等によるものかどうかの確認など、金商法第39条第3項に基づく金商業等府令第118条に規定する事故や法令違反行為の該当性について、検討を全く行っておらず、実際に顧客に損失を及ぼしているものも認められた。

第7：平成24年度における検査指摘事項（3）

3. 投資運用業者（投信会社・投資一任業者等）

- (1) 投資一任契約に係る善管注意義務違反（参考資料32・33頁参照）
- (2) 異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等（参考資料34頁参照）
- (3) 投資一任契約締結に関し、忠実義務を果たすための内部管理態勢に不備が認められる状況
- (4) 純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況
- (5) 権利者から出資を受けた金銭を流用する行為

第7：平成24年度における検査指摘事項（4）

4. 信用格付業者

- (1) 信用格付のモニタリングが不適切な状況
- (2) 信用格付の誤公表等
- (3) 業務管理体制の整備が不十分な状況
- (4) 格付方法の公表が不適切な状況
- (5) 法定帳簿の作成にかかる不備

第7：平成24年度における検査指摘事項(5)

5. 第二種金融商品取引業者

- (1) 本人確認等義務違反
- (2) ファンドの契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- (3) 自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況
- (4) ファンドに関し、著しく不当な行為を行っている状況
- (5) 事実と異なる内容により登録を受けている状況
- (6) 特定投資家に係る告知義務違反
- (7) 業務の内容・方法等に変更があった場合の届出未済
- (8) 分別管理が確保されていない状況で私募の取扱いを行う行為
- (9) 第二種金融商品取引業を遂行する業務執行体制が未構築な状況

第7：平成24年度における検査指摘事項（6）

6. 投資助言・代理業者

- (1) 顧客からの金銭の預託の受入れ(参考資料37頁参照)
- (2) 業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反(参考資料38頁参照)
- (3) 無登録業者に対し投資助言業務を委託している状況
- (4) 無登録で集団投資スキーム持分・投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況
- (5) 著しく不当な勧誘を行っている状況
- (6) 業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況
- (7) 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
- (8) 顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為
- (9) その他(前回検査指摘事項に対する履行が不適切な状況、業務の方法の変更届出未済、標識の未掲示、説明書類の未縦覧、法定書面に係る不備等、広告記載事項の不備、金融商品取引契約解除時における前払報酬の過少返還、特例業務の要件を満たさない不適切な適格機関投資家等特例業務の届出業者を複数形成させていた状況)

第7：平成24年度における検査指摘事項（7）

7. 適格機関投資家等特例業務届出者

- (1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関し、顧客に対して虚偽のことを告げる行為
- (2) 組合事業の目的外となる資金の貸付け及び組合資金の流用等
- (3) ファンド出資金の流用
- (4) 第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業
- (5) 自らが運営するファンドの出資金を無登録業者が流用することを黙認することで、その役割の一端を担っている状況等

8. 金融商品仲介業者

- 無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況



ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

tel: 03-3581-9909

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854